十　被災水産業者対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第五十二号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第七号」と読み替えるものとする。
十二　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十七号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。
十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十五　赤潮対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十二号」とあるのは「第三条第一項第三号イの表第五十号」と読み替えるものとする。

十　被災水産業者対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた市町村について、当該受入れに要する経費（第三条第一項第一号イの表第七号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
十二　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十七号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。
十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 ［新設］